

## 春日井市空き家バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、良好な住環境の確保、移住定住による地域の活性化及び魅力あるまちづくりに寄与することを目的に、インターネット上に空き家情報を公開し、市内における空き家の流通促進を図るために設置する春日井市空き家バンクの実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内にある空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、床面積の2分の1以上が居住の用に供され、現に居住するものがない建築物をいう（次号に定める区分所有建物の空き室を含む。）。
- (2) 区分所有建物 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物（市内にあるものに限る。）で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）があるものをいう。
- (3) 所有者 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用者 移住又は定住を目的として空き家の購入又は賃借を希望する者をいう。
- (5) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者からの申込みにより登録した当該空き家の情報を公開し、利用者に提供する仕組みをいう。
- (6) 協力事業者 市が空き家に関する連携協定を締結する団体（第4条において「団体」という。）が指定する事業者をいう。

(登録可能空き家)

第3条 空き家バンクに登録できる空き家は、次のいずれにも該当する空き家とする。

- (1) 所有者が協力事業者と空き家の売却又は賃貸に関する媒介契約（以下「媒介契約」という。）を締結していること。
- (2) 所有者が春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 区分所有建物以外の集合住宅の一部のみを賃貸借するものでないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする空き家でないこと。

(事前相談)

第4条 空き家バンクに登録しようとする所有者（以下「申込者」という。）は、媒介契約を締結するため、協力事業者を団体が紹介するように市長に依頼することができる。

(登録の申込み)

第5条 申込者は、春日井市空き家バンク登録申込書（第1号様式）に誓約書（第2号様式）及び協力事業者と媒介契約を締結していることが分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申込があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、春日井市空き家バンク登録通知書（第3号様式）により、申込者にそれぞれ通知するものとする。

- 2 市長は、登録の可否を決定するに当たり、申込者と媒介契約を締結する協力事業者（以下「契約締結協力事業者」という。）に対し、空き家バンクでの公開に必要な空き家情報について、確認のための現地調査を依頼できるものとする。
- 3 契約締結協力事業者は、前項に基づく調査依頼があったときは、空き家の調査を行い、調査結果を市長に報告するものとする。

4 空き家バンクへの登録満了日は、登録決定を行った日が属する年度の3月31日から2年を経過した日とする。ただし、第5条に規定する申込による再登録を妨げない。

(登録内容の変更等)

第7条 前条第1項の規定により登録決定された空き家（以下「登録空き家」という。）の所有者は、登録内容に変更があったときは、遅滞なく春日井市空き家バンク登録変更申込書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 登録空き家の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく春日井市空き家バンク登録取消申込書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 登録を取り消したいとき。
- (2) 売買契約又は賃貸借契約（以下「売買等契約」という。）が成立したとき。
- (3) 空き家でなくなったとき。
- (4) 第3条各号に該当しなくなったとき。

(登録の取消)

第8条 市長は、登録空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンクの登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 前条第2項の規定により登録取消申込書が提出されたとき。
- (2) 登録期間が満了したとき。
- (3) 空き家でなくなったことが判明したとき。
- (4) 第3条各号に該当しないことが判明したとき。
- (5) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を取り消すことが適当と認めるとき。

(情報の公開)

第9条 市長は、登録空き家について、調査等により確認した情報のうち利用者にとって参考となる情報をホームページ上で公開するものとする。

2 市長は、国土交通省が構築及び運営の支援を行った全国版空き家・空き地バンクのほか、市長が適当と認める民間団体が運営する空き家バンクを利用し、利用者に周知するものとする。

(利用者との交渉等)

第10条 利用者は、登録空き家の契約締結協力事業者を介し、売買等契約に関する交渉を行うものとする。

2 前項に規定する売買等契約について、市は一切関与しないものとする。

3 交渉や契約に関するトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(協力体制)

第11条 市長及び協力事業者は、申込者に対し、必要な助言をすることができるものとする。

2 市長及び協力事業者は、空き家の流通促進を図るため、お互いに必要な助言をするものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申込者 住 所

氏 名

電話番号

春日井市空き家バンク登録申込書

春日井市空き家バンク実施要綱第5条の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申込みます。

《空き家の概要》

所 在 地	春日井市
建 物 の 形 態	一戸建て ・ 長屋 ・ 分譲マンション
空 家 所 有 者	
希望する契約形態	売却 ・ 賃貸
空き家となった時期	年 月頃から
掲載を希望する 空き家バンク	

年 月 日

（宛先）春日井市長

## 誓 約 書

私は、本申込をするに当たり、春日井市空き家バンク実施要綱の規定を遵守します。また、申込書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- ・申込みした空き家は、現在使用していません。
- ・登録期間中は、協力事業者と空き家の売却又は賃貸に関する媒介契約を締結します。
- ・申込内容に変更が生じたとき、空き家を売却又は賃貸したときは、遅滞なく市長に報告します。
- ・交渉や契約に関するトラブルについては当事者間で解決し、市に一切の責任を追及しません。

私は、要綱第3条第2号に該当しません。

- ・春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団又は暴力団員ではありません。
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

私は、申込みした空き家を媒介するために必要な情報について、春日井市が協力事業者に提供することに同意します。また、所有者が特定される情報を除き、空き家バンク上で公開されることに同意します。

<空き家が共有である場合>

私は、私が上記空き家を春日井市空き家バンクに登録し、空き家情報を公開すること、売却又は賃貸を行うことについて、共有者全員の同意を得ています。

申込者 住 所

氏 名（自署）

電話番号

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

印

春日井市空き家バンク登録通知書

年 月 日付けで登録申込のありました春日井市空き家バンクへの登録について、次のとおり通知します。

1 空き家の所在地 春日井市

2 登録の可否 可 ・ 否

3 掲載する空き家バンク  
(可の場合に限る) \_\_\_\_\_

3 理 由  
(否の場合に限る) \_\_\_\_\_

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申込者 住 所

氏 名

電話番号

春日井市空き家バンク登録変更申込書

年 月 日付け 第 号で登録通知のあった空き家について、登録内容に変更が生じたため、春日井市空き家バンク実施要綱第7条の規定により、次のとおり登録内容の変更を申込みます。

空き家の所在地 春日井市

変更内容	
------	--

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

申込者 住 所

氏 名

電話番号

春日井市空き家バンク登録取消申込書

年 月 日付け 第 号で登録通知のあった空き家について、登録を取消したいため、春日井市空き家バンク実施要綱第7条の規定により、次のとおり登録の取消しを申込みます。

空き家の所在地 春日井市

取 消 理 由	
---------	--